

入札公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行います。

令和6年3月4日

公益財団法人かがわ産業支援財団 理事長 近藤 清志

1 入札に付する事項

(1) 売却物品名

ガスクロマトグラフ質量分析計一式

(2) 売却物品の諸元

仕様書による

(3) 搬出場所

仕様書による

(4) 搬出期間

令和6年4月1日～4月26日

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の10に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約書作成の要否

要する

3 契約の内容を示す日時及び場所等（入札説明書の交付等）

入札参加を希望される者は、令和6年3月4日から令和6年3月8日まで（午前8時30分から午後5時まで）に、下記の場所に出向き、入札説明書の交付を受けてください。

郵便番号 761-0301

香川県高松市林町 2217-43 3 R I S T かがわ内

（公財）かがわ産業支援財団 地域共同研究部 研究開発課

電話番号 087-869-3440 FAX 番号 087-869-3441

4 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和6年3月11日午後5時までに3に示した場所に対し文書で行うこと。（文書はFAXも可とする。）

回答は、令和6年3月12日午後5時までに、本公告に係る入札説明書の交付を受けた者全員にFAXで送付する。

- 5 入札及び開札を行う日時及び場所
令和6年3月18日（月）午前10時00分
R I S Tかがわ1階 会議室
- 6 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否
否とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
要しない
- 8 入札者の参加資格
次に掲げる要件を満たす者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 香川県内中小企業
 - (3) 自社の研究・開発でのみ売却物品を利用する者
 - (4) 香川県内に当該業務の拠点となる研究・開発室等を有すること。
 - (5) 古物商許可業者でないこと
 - (6) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
 - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
 - (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその構成員でないこと。また、暴力団の構成員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
 - (9) 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。
- 9 入札者に要求される事項
入札に参加を希望する者は、入札参加申請書及び8の（1）から（9）の要件を満たすことを証明する書類等を令和6年3月13日午後5時までに、3に示した場所に提出しなければならない。
提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和6年3月14日午後5時までに通知する。
- 10 入札の無効
以下各号に掲げる場合における入札は無効とする。
 - (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
 - ① 委任状を持参しない代理人のした入札

② 本公告に示した入札参加資格のない者がした入札

- (2) 入札者等が談合して入札したと認められる場合。
- (3) 入札に際し不正の行為があった場合。
- (4) 入札者等が同一の入札について2以上の入札をした場合。
- (5) 入札書に氏名その他重要な文字又は押印が誤脱し、又は不明である場合。
- (6) 入札書の金額を訂正した場合。
- (7) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (8) 前各号に掲げるもののほか、入札心得、説明書等で指示した条件及び契約当事者があらかじめ指定した事項に違反した場合。

11 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

12 落札者の決定方法

かがわ産業支援財団が決定した最低制限価格以上の最高価格をもって、有効な入札を行った入札者を落札者とする。

13 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は無効とする。

14 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

15 その他

詳細は、入札説明書による。また、入札説明書の交付を受けることは入札者の参加資格でもあるので、3に示した日時及び場所において、交付を受けること。